

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 令和2年11月6日(金)
午前9時59分から午前10時47分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 (委員長) 関戸郁文 (副委員長) 谷平敬子
(委員) 片岡健一郎、水野忠三、宮川隆、堀 巖、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 委員長挨拶
- 8 協議事項

(1) 令和2年度政策提言について

関戸委員長：ふれ愛タクシー事業とオンライン市民相談窓口設置事業は各自の調査・研究と確認するが良いか。

榊谷委員：ふれ愛タクシー事業は各自で調査・研究するのか。委員会でも継続して調査していくのか。

水野委員：先回の説明からして今は実現の見込みが低いのではないか。

榊谷委員：ふれ愛タクシー事業は、要望も多いので委員会として注視していくことが必要。

関戸委員長：各自による調査・研究とする。この2点は政策提言に至らないとして議長へ報告させていただく。次に、放置自転車対策事業を議題とさせていただく。

堀委員：条例と規則を読む限りでは、自転車駐車場も放置自転車禁止区域に指定すれば済む。市役所の駐輪場のように、長期にわたって停めてある自転車に札を貼るようなことも併せて実施すればよいのではないか。

関戸委員長：条例と規則を一部改正しないと頻繁に整理できないということか。現在の年1、2回の処分では足りないということは共通認識でいいか。執行機関は、週に1回とか月に1回とか、回数を増やすことが正解なのか、測りかねているようだ。

堀委員：条例、規則を改正しなくても駐輪場を駐車禁止区域にするだけでいいのでは。頻度は高い方がいいと思う。それは状況を見ながら執行機関が考えればいい。

宮川委員：駐車場周辺ではなく、そのものをということか。

堀委員：放置禁止区域を拡げるということである。

谷平副委員長：(音声不明瞭)

関戸委員長：週に1回なり月に1回なり、もっと頻繁に回収する。

谷平副委員長：雨が降ったから1日だけ市役所に停めて帰ったら、次の日もう札が貼られていてびっくりしたが、1日でも持っていかれる可能性があるということになるのでは。

関戸委員長：札を貼って、何日かそのままだったら、ということでは。

宮川委員：市役所の駐輪場の管理は、市役所に用事がないのに停めてあるから札を貼るから少し違う。まず札を貼って、その後もずっと置いてあったら回収するという2段階で運営することになるのでは。なお、頻繁に保管場所に自転車を持っていくことで、保管場所が飽和状態になってはいけない。処分とのタイミングも考慮する必要があるのではないか。

堀委員：保管場所を他にも設定すれば良い。

関戸委員長：自転車を放置する理由で、捨てるのに費用がかかるから放置していく、という人が一定いると思っていて、それを手助けすることになってしまうのではないか、危惧がある。

宮川委員：自転車盗が少なくないので、乗っていかれてしまって、持ち主の予期しないところに放置されているという面もあると思う。防犯登録を行っていれば早めの対応ができるのでは。

関戸委員長：放置されている車を行政が撤去する場合と違って、代執行の議案は上がってこないが、地域に置いてある自転車も仕組みは同じではないかと思う。コストが安いだけで、自転車の場合は行政が回収するのは抵抗感がある。

堀委員：不法投棄と駐輪スペースを空けるということは別問題として考えないといけないと思う。不法投棄を手助けする施策ではなく、他の人が快適に自転車駐車を利用できるようにするための施策。

片岡委員：駐車場に置かれている自転車が放置されているものかどうかはわからない。放置禁止区域にあるものであれば明らかなので、札を貼って3日で撤去もできるが、駐車場に停めてあるもので放置されていると判断するのは難しい。条文を工夫する必要はあるのでは。自転車駐車場内の自転車を放置自転車と判断する方法。

宮川委員：日付を記載して張り紙をして、一定期間貼られたままだったら放置と判断する。

片岡委員：最初に札を付けるタイミングが難しいのではないか。毎日環境が変わる中で、数多く置かれている自転車のうち、どの自転車に札を付けるのか。毎日見ていればわかるのだろうが、その作業を誰かがずっとやっていかないといけない。そのさじ加減を条文にどう表現すればいいのか。

関戸委員長：放置の特定の仕方で、1週間なのか1か月なのかという議論でいいか。

片岡委員：短いほどいいのだろうが、線引きは必要。その後は宮川委員の言うよ

うに、札を貼って、1週間後もそのままだったら撤去、というのでいいと思うが、最初が難しいのでは。

宮川委員：警察は強化期間を決めてやっている。一斉にやる。

(音声欠落)

谷平副委員長：スーパーのカートの様に百円玉を入れて使用し、終われば返却するような何かができないか。

関戸委員長：コストがかかる。

水野委員：札を付けるというが、数十台、数百台ではなくどうも数千台を超える自転車が停まっている。人によって停める時間もまちまちなのに、一元的な管理は容易にできるのか。

関戸委員長：厳しく取り締まってスペースを確保すべき箇所は少ないと考える。

片岡委員：一斉にやる必要はない。駐車場毎に順番に取り締まっていき、放置自転車をあぶり出せばいいのでは。

堀委員：条例を読み直したら、やはり条例改正が必要だ。第5条に自転車駐車場を除く、と規定されていた。

関戸委員長：それで、自転車駐車場も含むようにした場合にどんな課題があるか。

片岡委員：放置の定義をどのように捉えていくのか。

関戸委員長：駐輪は放置でないと書かないと。

宮川委員：利用者が停める施設等の駐車場と異なり、置くことが前提の駅周辺の駐車場をどのように区分するのか明確にしないと。

堀委員：第2条の定義を取っ払って、第8条の放置の定義を1週間とか長期のものの言う、とすればいい。

関戸委員長：取っ払う事で問題は発生しないか。

片岡委員：放置の期間を設定すれば問題ないのでは。ただ、それは駐車場内だけの話で、どこでも1週間置いていいことになってしまわないように、駐車場に置いて何日以上と、断定する必要がある。

関戸委員長：危惧することは本当はないのか。

堀委員：現状の、年に1回撤去している根拠は何か。条例で明確にすべき。

榊谷委員：今ある条例を改正するのではなく、別の条例を作らないといけないのではないか。駅やバス利用者のために市が設置する自転車駐車場における規則として。

堀委員：放置の定義をただし書きで広げれば可能だ。

関戸委員長：駅周辺の自転車駐車場がキャパシティーを超えているのを解消しようというところから議論が出発していて、自転車駐車場の中の放置自転車をどう解消していくかにテーマを絞っていいか。

各委員：賛成。

関戸委員長：細かいところまで決めて政策提言にするか。

堀委員：条例改正文までは必要ない。大まかでいいと思う。

関戸委員長：簡素な政策提言になるが。

水野委員：条例の第16条に対策協議会が規定されているが、過去の議論を読み解く必要があるのではないか。

関戸委員長：担当課に確認しておく。次回報告する。

堀委員：近隣市の状況を調べてほしい。

片岡委員：再度確認する。サイクルスタンド等の駐車場内の環境は議論に含めずに、駐車場内の放置自転車の撤去に限定するという解釈で良いか。例えば撤去費用の増額等か。

関戸委員長：そのとおりである。

榊谷委員：シルバー人材センターの意見、要望が対策協議会の議論に反映されているのか、現場で仕事している方々の意見の反映について確認していただきたい。

関戸委員長：ご意見いただいた3点は確認しておく。

（２）その他 特になし

９ その他

関戸委員長：議会サポーターとの意見交換会が近づいているが、私は7日に出席して総務・産業建設常任委員会の協議内容を報告する。誰か14日のほうをお願いできないか。

榊谷委員：副委員長でどうか。

谷平副委員長：了承する。